

令和 3 年度

国東市水道事業特別会計補正予算書

( 1 2 月議会 )

第 2 号

議案第 66 号

令和3年度 国東市水道事業特別会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和3年度国東市水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（企業債）

第2条 予算第6条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業債 水道事業	千円 93,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れるものについて は、利率見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合等により据置期間及び償還期 限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換 えることができる。

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業債 水道事業	千円 186,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れるものにつ いては、利率 見直し後の利 率)	借入先の貸付条 件による。ただ し、財政上の都 合等により据置 期間及び償還期 限を短縮し、ま たは繰上償還も しくは低利に借 り換えることが できる。	千円 93,000	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

令和3年12月 1日 提 出

国東市長 三 河 明 史